

ネイルスクールおよびネイルに関する授業・講習等における 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

はじめに	P 2
1. 受講に際しての留意点	P 3
2. ネイルスクール等の授業・講習に関する対応	P 4
3. 衛生管理・感染症対策	P 4
4. 講師・スタッフの健康管理	P 7
5. 緊急時の対応について	P 7
「ネイルサロン衛生管理士」資格制度	P 8

2020年3月27日

Ver.1

はじめに

本ガイドラインは、NPO 法人日本ネイリスト協会（以下、JNA）が、ネイルスクールでの授業（講習）およびネイルに関連する講習における新型コロナウイルス感染症対策の参考とするために作成したものです。新型コロナウイルス感染症対策は全国民で取り組むべきものであり、その一環としてJNA会員が教室・講習会場等において、対策の推進に協力することが望まれ、その際に本ガイドラインが参考になれば幸いです。

本ガイドラインは発行日現在の情報を基に作成しております。今後、厚生労働省等からの最新情報に沿って変更することがあります。また、ウイルスの感染状況には地域差もあり、今後明らかになる事実により必要な対応が変更になる場合もあります。本ガイドラインを参考にして、具体的な対応については各地区の保健所や他の行政機関の指示に従ってください。

2020年3月27日 <Ver.1>

<参考>

首相官邸 新型コロナウイルスへの備え

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

首相官邸 感染症対策特集

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

NPO 法人日本ネイリスト協会

<https://www.nail.or.jp/>

1. 受講に際しての留意点

受講生へ受講時の注意事項並びに、体調が思わしくない時等の参加の自粛を、ホームページ、SNS、店頭掲示、書面配布等で呼びかけ、注意の徹底を強く求めること。
また、下記症状のある受講生については受講を控えていただく様にする事。その際、新型コロナウイルス感染拡大防止のためであることを説明し、ご理解いただくこと。

- 37.5 度以上の熱がある方。
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさがある方。
- 過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航者の方、並びに当渡航者との濃厚接触がある方。
- 過去 14 日以内に、新型コロナウイルス感染者が発生したクラスターとされる場所を訪れた方、並びに当人との濃厚接触がある方。
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方。
- その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方。
- 1 週間前くらいまでにインフルエンザ・ノロウイルス等にかかっていた方。

※風邪の症状(くしゃみや咳が出る)がある方、咳、痰、または胸部に不快感のある方はマスクを着用していただくこと。

以上はあくまでも一例なので、下記を参考に教室・講習会場の立地、設備、最新の保健所やその他の行政機関からの通達等の諸条件を考慮し、適切な注意喚起をすること。



<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」

また、感染例が報告されている地区では、潜在的に感染者がいる可能性が高く、一層の対策が必要である。各地区の感染の現状には、厚生労働省 HP を参照すること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokunaihassei

「国内の発生状況」



過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等については常に変化しているため、以下の外務省 HP を参照し最新の情報の把握に努めること。



https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/country_count.html

「各国・地域における新型コロナウイルスの感染状況」

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html

「海外安全ホームページ 感染症危険情報」



2. ネイルスクール等の授業・講習に関する対応

①新型コロナウイルス感染症が収束するまでの授業・講習の変更事項の周知

時間の変更や、授業・講習内容に変更がある場合は、あらかじめホームページ、SNS、会場内掲示、書面配布等で告知を行うこと。

健康管理の一環として、講師・スタッフのマスク、アイガード(保護メガネ)、グローブ等を使用する場合は受講生にご理解いただくように努め、受講生にもマスクの持参、着用を勧めること。また、受講生の来場時に検温の協力をお願いすることが望ましい。

②感染症関連のキャンセル等に対する、柔軟な対応

受講予約をいただいているが、感染症関連の理由により受講ができない場合は、柔軟に対応し、受講生が不利益にならないように事前に対応を検討し告知すること(予約のキャンセル、延期等)。感染防止対策の徹底状況が説明できるようスタッフ間でその内容を共有しておくこと。尚、JNAでは、JNAの講習会や検定試験の自校実施でのキャンセル対応(感染症関連の理由による欠席の場合の受講料の繰り越し、返金等)を行う場合がある。

3. 衛生管理・感染症対策

ネイルに関連する授業・講習の実施においても、教室・講習会場内の衛生環境の向上・感染症対策を徹底し、受講生および講師・スタッフの感染症対策を講じる必要がある。以下、NPO法人日本ネイリスト協会発行「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」と、本ガイドラインを参照し運営すること。

座学のための授業・講習においても、感染防止の観点から、教室・講習会場内の環境の衛生向上の確保、換気の徹底、受講生同士が密に接触しないように留意する必要が求められる。



NPO法人日本ネイリスト協会「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」参照

https://www.nail.or.jp/media/pdf/eisei/eiseikanri_jishukijun2017.pdf

<参考>厚生労働省「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針」

https://www.nail.or.jp/media/pdf/eisei/eiseikanri_100915.pdf



新型コロナウイルスの感染防止対策としては特に以下の事項を徹底すること。

- 教室・講習会場における手洗い・手指消毒を徹底し、受講生が触れる箇所については、徹底した消毒を行うこと。

以上を徹底するために、前述の「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」の実施に加えて以下の事項も実施すること。尚、消毒方法等の具体的な方法は「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」を参照のこと。

- 3つの「密」を避けるようにすること

- ・密閉空間…換気を定期的に行い、新鮮な空気を取り込むこと。
- ・密集場所…受講生の座る位置を見直し、隣との距離をあけること。
- ・密接場面…実技授業・講習時においてはマスク等を使用することが望ましい。

①教室・講習会場入口

- 入口に手指消毒剤を配置し、消毒の徹底を促すこと。
消毒剤の準備が困難な場合は、除菌剤等に対応すること。
- ドアノブ等、受講生が触れる箇所は、定期的に消毒または除菌を行うこと。

②トイレ・手洗い設備等

- 受講生同士の感染を防ぐ為に、複数の受講生が出入りする場所の清掃、消毒または除菌を通常以上に徹底すること。
- トイレ、手洗い設備等の清掃時は使い捨て手袋を着用すること。
- 手洗い設備および水道、トイレ、出入り口のドアノブなど不特定多数が触れる箇所について、定期的な消毒または除菌を行うこと。
- 巡回清掃の実施および実施管理記録の保存を徹底することが望ましい。
- 清潔なタオルまたはペーパータオルを使用すること
- 手洗いに用いる石けんは、液体石けんが望ましい。(固形石けんは、保管時に不潔になりやすいため)

③教室・講習会場

- 室内の清掃、消毒または除菌を通常以上に徹底すること。
- 受講生が座る席は、一定の距離をあけることが必要であるため、席を離すレイアウトも考慮する。
- 授業・講習中、休憩時間、終了後、または定期的に窓やドアを開けて、新鮮な空気を取り込んで会場全体の換気を行うこと。また、サーキュレーター等の併用が望ましい。

④実技授業・講習に関わる器具、用具、備品類

- 実技授業・講習の場合は、ネイルテーブル、実習モデル用チェア、施術者用チェア、フットケア用チェア、ワゴン、ネイル機器等は、使用毎に消毒または除菌を行うこと。また、講義用の机、イス等も同様の処置を行うこと。
- 器具・用具類は、実習モデルごとに消毒済みのものを使用すること。
- マスク、グローブは使い捨てのものを使用すること。
- コットン又はガーゼ等は使い捨てのものを使用すること。
- タオルは使い捨てできるペーパー類を使用することが望ましい。使い捨てできないタオルを使用する際は、実習モデルごとに交換すること。
- 施術に伴い生じるゴミや汚れた物は、その都度ふた付きの容器に捨てること。
- 器具類は、消毒済みのものと使用済みのものを区別し、適切な衛生措置を講じること。

※消毒用エタノール等が入手困難な場合の対応について

◎手指消毒について

逆性石けん(消毒薬品名:オスバン、ザルコニン液など、10%濃度)を用いて擦式清拭消毒を行う。

※0.1~0.2%逆性石けん水溶液の作り方

オスバン or ザルコニン液:2.5~5mL+水道水:250mL=0.1~0.2%濃度

◎金属器具類・用具類・備品類の消毒について

逆性石けん(消毒薬品名:オスバン、ザルコニン液など、10%濃度)を用いて浸漬消毒を行う。

※0.1~0.2%逆性石けん水溶液の作り方

オスバン or ザルコニン液:2.5~5mL+水道水:250mL=0.1~0.2%濃度

◆具体的な手順◆

洗浄→10分間以上の浸漬消毒→水洗→乾燥→紫外線消毒連続20分間以上を行う。

◎用具類・備品等の消毒または除菌について(金属器具以外)

次亜塩素酸ナトリウム製剤(消毒薬品名:【ピューラックス 次亜塩素酸ナトリウム含有濃度6%】または【家庭用漂白剤ハイター次亜塩素酸ナトリウム含有濃度5~6%でも代用可能】)を用いて浸漬消毒を行う。

※0.1%以上濃度 次亜塩素酸ナトリウム水溶液の作り方

(ピューラックス or ハイター 10mL)+(水道水 500mL)⇒0.1%以上濃度(標準レベル以上)

◆具体的な手順◆

洗浄→10分間以上の浸漬消毒→水洗→乾燥を行う。

※次亜塩素酸ナトリウムは強アルカリ性のため、金属器具類には使用しない(錆びやすくなるため)。

※手荒れ防止のためグローブを装着すること。

※設備や備品(ネイルテーブル、チェア、ジェルネイルライトの手をのせる台等)の消毒または除菌に用いる場合には、清拭を行うこと。噴霧してはいけない。

⑤技術者

- マスク装着時は、マスクに触れないよう徹底する。鼻、口、目など、ウイルスを付けてはいけない粘膜を保護することが重要である。
- 消毒剤に触れる機会が多いため、手荒れが生じた場合はグローブを装着することが望ましい。
- 施術中は、清潔なユニフォームやエプロン等を着用すること。万が一、「咳」や「くしゃみ」等でウイルスの付着が心配な際には、速やかに清潔な着衣に取り換えること。

4. 講師・スタッフの健康管理

スタッフの健康管理を徹底し、公平で公正な処遇をすること。

①スタッフ全員に出勤時の体温チェックを徹底すること。

- 37.5度以上の場合は、帰宅させる。
その他、講師・スタッフにコロナウイルス感染の疑いがある場合には、医療機関を受診し、専門医に相談し、体調が万全に回復するまで治療に専念すること。

②講師・スタッフの同居者に感染者、または感染者への接触があったことが判明した場合

- 保健所または所轄担当役所の指示を仰ぎ、場合により自宅待機とすること。
- 他の講師・スタッフ、および実習モデルとの接触について正確な実態を把握すること。
- 個人情報の保護に充分留意し、対応をすること。

5. 緊急時の対応について

受講生および講師・スタッフが、万が一感染した場合の対応は、保健所へ報告し、相談すること。尚、保健所以外に、市役所や町村役場が業務を担当している場合もあるため、開催会場の所轄担当役所の確認をしておくこと。

- 受講生および講師・スタッフに関わる感染情報を取得した場合、まず即時に保健所または所轄担当役所へ報告し、求められる情報の速やかな開示を行うこと。また、当該受講生への連絡の方法に関しては、保健所または所轄担当役所の指示を仰ぐこと。
- 特に感染者あるいは感染の疑われる受講生の到着時間から帰宅までの1時間後くらいまでに、同じ時間帯に会場内に同席した受講生をリストアップし、報告できるようにすること。
- 感染防止のため関係各所への報告義務が生じることを、受講生ご理解いただくこと。
- その後の対応等に関しては、保健所または所轄担当役所に相談し、指示を仰ぐこと。

ネイルスクールおよびネイルに関連する授業・講習において、感染拡大の要因を排除することは勿論ですが、授業・講習において「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」、「ネイルサロンにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」、および本ガイドラインを参考に、衛生管理に関する正しい知識を周知することは、安全で安心なネイルサービスの普及に役立つ取り組みとなります。

業界として、お客様とネイリストの健康を守るためにも、適切な衛生管理の周知・励行にご協力いただきますよう深くお願い申し上げます。

<参考>

「ネイルサロンにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

<https://www.nail.or.jp/media/pdf/information/salonguide.pdf>



「ネイルサロン衛生管理士」資格制度

NPO 法人日本ネイリスト協会（以下 JNA）では、JNA が制定した「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」を普及し、ネイルサロンの現場で正しく活用していただくために「ネイルサロン衛生管理士」資格制度を設けています。

【 制度の目的 】

「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」を普及し、サロン従事者への啓発活動を通じて、国民の健康を守る安全で安心なネイルサービスの普及と公衆衛生の向上に資することを目的として、ネイルサロンの衛生管理に関する知識を習得した方に「ネイルサロン衛生管理士」資格を付与する制度です。

NPO 法人日本ネイリスト協会「ネイルサロン衛生管理士」資格制度

<https://www.nail.or.jp/eisei/index.html>



〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-14-3 赤坂東急ビル 5F

TEL.03-3500-1580 FAX.03-3500-1608 <https://www.nail.or.jp>

「ネイルスクールおよびネイルに関する授業・講習等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

2020年3月27日 <Ver.1>